

被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（情報発信業務）
仕様書（企画プロポーザル用）

この仕様書は、福島県（以下、甲という。）が受託者（以下、乙という。）に委託する「被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（情報発信業務）」（以下、本事業という。）の仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

なお、具体的な手法については、企画提案書の選定後に、提案内容を反映して決定し、仕様書を作成する。

1 業務の名称

被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（情報発信業務）

2 業務の目的

本事業は、東日本大震災の記憶の風化の進行を防止するため、東日本大震災・原子力災害伝承館（以下「伝承館」という。）を始めとした福島県内の震災伝承施設（※）等と連携し、コーディネーターを配して戦略的・効果的に震災伝承施設の各々の特色や展示内容、イベント等の取組を発信することで、震災伝承施設の来館者を拡大する。

（※）福島県内の震災伝承施設

WEB サイト「3. 1 1 伝承ふくしま」で紹介している施設。

（目的の背景）

- 伝承館は、令和2年9月に開館し、来館者数は、令和3年度 58,271 人、令和4年度 80,119 人、令和5年度 93,759 人であるが、令和6年度は前年度より減少の見込みであり、伝承館が浜通りの交流拠点として集客力を落としていることは、被災地域への交流人口低下を招きかねない。
- 福島県内の伝承施設を全体で見ても、来館者数が減少している。来館者の減少は風評を払拭する機会の減少に直結し、風化の進行を加速する恐れがある。
- 原子力被災自治体における直近の住民意向調査（帰還意向）では、被災自治体に「戻らない」との回答者も多く、特に、双葉町、大熊町、浪江町は50%を越えており、新規の移住者、観光客等の交流人口の拡大の必要性を示すものである。
- また、伝承館への来館目的を問うアンケート調査では「震災と原子力災害を知りたい」が大半を占めており、伝承館の来館者増を図ることは、複合災害の現状を周知する有効的な手段であることを示している。
- このことから、震災伝承施設の情報発信を行い、各施設の来館者の増を図り、特に県外の方に伝承施設を来館し、施設の展示物等を見ていただくことで、風評払拭・風化防

止を図る。

3 委託費の上限

34,585,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 委託業務期間

委託契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）まで

5 委託業務及び提案の内容

委託業務期間を通じて、以下の業務を行い、各事項について提案を行うこと。

委託業務事項（大分類）	委託事業（細目）	期間
情報発信による震災伝承施設の来館者増	1 コーディネーターの配置による情報発信	令和 7 年 6 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
	2 震災伝承施設の情報発信（指定業務あり）	契約の日から 令和 8 年 3 月 31 日まで

詳細は別紙「業務内容および提案を求める内容」を参照ください。

6 その他 業務全般に係る留意事項

- ・本業務で発信する広報（WEB、ポスター、チラシ、パンフレット等）の作成については、甲と乙で内容、デザイン等について十分協議のうえ作成すること。
- ・施設、会場との交渉、施設利用料（伝承館除く）、消防、保健所等への申請・届出費用、造作物等の設置・維持・撤去費用は委託業務に含めて積算すること。
- ・事業効果を高める目的（効果分析のためのアンケート回収数増加、誘客促進）で、ノベルティや景品等を配布する場合、景品の手配・発送等に係る諸費用は委託費用に含むこと。

7 実績報告書の作成

乙は、上記について取りまとめた実績報告書を作成し委託期間内に提出すること。

8 成果品

- (1) 実績報告書（任意様式 1 部）
- (2) 制作した広報物の下版データ、同録データを収めた DVD 又は Blu-ray（1 式）

9 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を県の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
- ・委託業務着手届
 - ・実施工程表（様式任意）
 - ・業務実施体制図（様式任意）
 - ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
- ・委託業務完了届
 - ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

※当事業は、国の福島再生加速化交付金を活用している。業務実績の検査に当たり、再委託先も含めた領収書の写し等の証憑資料を全て提出すること。

なお、証憑資料の提出が無いものは、検査不合格となり、その分の費用は乙が負担することとなるので十分注意すること。

10 総括責任者

乙は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。統括責任者はコーディネーターと兼ねることができる。

11 事業実施にあたっての打合せ

乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。甲は本業務実施のために必要な協力をする。

また、乙は、業務実施にあたり、伝承館を始めとする福島県内の震災伝承施設と十分に協議するものとする。

12 委託料に含まれる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとし、疑義が生じる場合は甲と協議するものとする。

13 権利

- ・本成果品の著作権は、翻案権、映画化権その他の翻案権を含む（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）全ての著作権が福島県に譲渡され、期間を定めず福島県に利用許諾がなされるものとし、提案者は著作者人格権の行使をしないものとする。また、成果品の部分を構成する著作物（イラスト・写真等）についても原則として同様の扱いとし、必要に応じて協議するものとする。

- ・本成果品は、県が適当と認めた各種メディア、イベント等での公開を行う場合がある。県が二次使用するにあたり、第三者の有する著作権、その他の権利を侵害することのないよう、制作にあたっては必要な許諾を得ること。

14 その他

- ・乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。
- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。

別紙「業務内容および提案を求める内容」

情報発信による震災伝承施設の来館者増

1 コーディネーターの配置による情報発信

期 間 令和7年6月1日から令和8年3月31日まで

業務の目的 戦略的にプロモーションを行うためのコーディネーターを配し、震災伝承施設の魅力（特色、展示内容、そこに勤務する職員等）を発信し被災地域への理解・関心を高めることで、震災伝承施設の来館者増を図る。

業務の手段 業務の目的を達成するコーディネーターを配置することによる。

（1）本業務により期待する効果

① 情報の集積と発信力の強化

震災伝承施設の取組、イベント等に関連する情報が集積され発信力が高まる。

② 本業務全体のコーディネート

「2 震災伝承施設の情報発信」業務の全体の責任者として業務間の調整を行うことで、震災伝承施設全体の集客力向上に繋げる。

（2）提案を求める内容

「業務の目的」及び（1）を達成するための具体的な方法について提案を求めます。（配置するコーディネーターの適格性、コーディネーターの業務上の位置づけ、コーディネーターの活動内容、コーディネーターの活動拠点、連携先・情報共有の機会の創出など）

（3）配置を期待する人材の資質

① 広報（情報発信）業務に長けていること。

② 施設の集客力向上に長けていること。

③ 連絡会議の意見交換等におけるファシリテーターの資質を有すること。

④ 震災伝承に関して関心が高いこと。

2 震災伝承施設の情報発信

期 間 令和7年6月1日から令和8年3月31日まで

業務の目的 「1」のコーディネーターが中心となり、震災伝承施設の情報を主に県外へ効果的に発信し、「3.11 伝承ふくしま」のブランド力の強化と震災伝承施設の来館者増を図る。

(1) 提案を求める内容

「業務の目的」を達成するための具体的な方法について提案を求めます。
(情報発信力、費用対効果、的確で戦略的な広報手段など)

ただし、業務を通じて、震災伝承施設の来館者増、WEB ページのアクセスの増、SNS フォローの増を配慮するものとし、(2) 業務は必須

(2) 必須業務

① HP「3. 1 1 伝承ふくしま」の運用 (引継ぎ業務等 指定業務)

期 間：契約の日から令和8年3月31日まで

業務の内容

ア Web サイト「3.11 伝承ふくしま <https://www.densho-road-fukushima.com/>」は、令和4年から稼働し福島県内の震災伝承施設の紹介、関係者の取材等を通じてコンテンツの充実を行ってきた。その目的とするところは、当該 WEB ページが福島県内の震災伝承施設へのアクセスを高めるハブサイトとしての役割を果たすことである。

イ 本業務の受注者は速やかに現契約者から同 WEB ページの管理を引き継ぎ、情報発信を途絶えないように随時適切に更新すること。

② SNS「3. 1 1 伝承ふくしま」の運用 (引継ぎ業務等 指定業務)

期 間 契約の日から令和8年3月31日まで

業務の内容

ア 「3.11 伝承ふくしま」の SNS (X、Facebook、Instagram) で発信してきた。

イ 本業務の受注者は速やかに現契約者から SNS アカウントの管理を引き継ぎ、情報発信を途絶えないよう各施設から情報を入手し投稿を行うこと。

③ 令和6年度事業「伝承カード」の分析・発展

期 間 契約の日から令和8年3月31日まで

業務の内容 令和6年度に地域間交流と風化防止を図る伝承カード事業を分析し、より、震災伝承施設の来館者に寄与する事業を展開すること。

3 効果測定 (指定業務)

機会を捉えて本業務の効果を評価し実績報告書で報告すること。